

第3章 呉市バリアフリー促進方針

1 移動等円滑化促進方針

1. 1 基本理念

誰もが、安全に、安心して、出かけることができ、
健やかに暮らし続けることができるまち「くれ」

呉市バリアフリー基本計画では、第5次呉市長期総合計画における将来像の『誰もが住み続けたい、行ってみたい、人を惹きつけるまち「くれ」～イキイキと働き、豊かに安心して暮らし、ワクワク生きる～』を実現するための取組として、バリアフリーの観点から、誰もが安全・安心に出掛けることができ、健やかに暮らし続けることができるまちを目指します。

また、平成27年に国連サミットで採択された、SDGs（持続可能な開発目標）の観点も踏まえた取組を推進します。



図26 SDGsポスター（17のアイコン）

1. 2 基本理念の達成に向けた基本方針

基本理念の実現に向けて、従前の基本構想におけるバリアフリー化の考え方を踏まえつつ、市域全域のバリアフリー化を推進するため、四つのバリアフリー化の基本方針を設定しました。

(1) 誰もが利用しやすいバリアフリー化の推進

高齢者や障害者、妊産婦、けが人等のみならず、呉市民や呉市を訪れる全ての人が安心・安全に移動できる環境づくりを行うため、市のみならず、公共施設設置管理者や公共交通事業者をはじめとする事業者も「ユニバーサルデザイン^{※1}」の考え方に沿って、誰もが利用しやすいバリアフリー化を推進します。

(2) 呉市の地域特性に応じたバリアフリー化の推進

呉市では、「第5次呉市長期総合計画」に基づき、内陸部・沿岸部・島しょ部の多様な地理的条件の下で、誰もが便利で快適に暮らせるまちを実現するため、都市機能を集約化する「都市拠点」とまちの規模に応じた商業や医療・福祉等の生活サービス施設が集積した「地域拠点」や「生活拠点」を形成し、これらの拠点間を道路や公共交通・情報通信などで連結させる「コンパクト+ネットワーク^{※2}」による都市構造の構築を目指しています。

この取組と連携し、地理的条件や将来都市構造等、呉市の地域特性に応じたバリアフリー化を推進します。

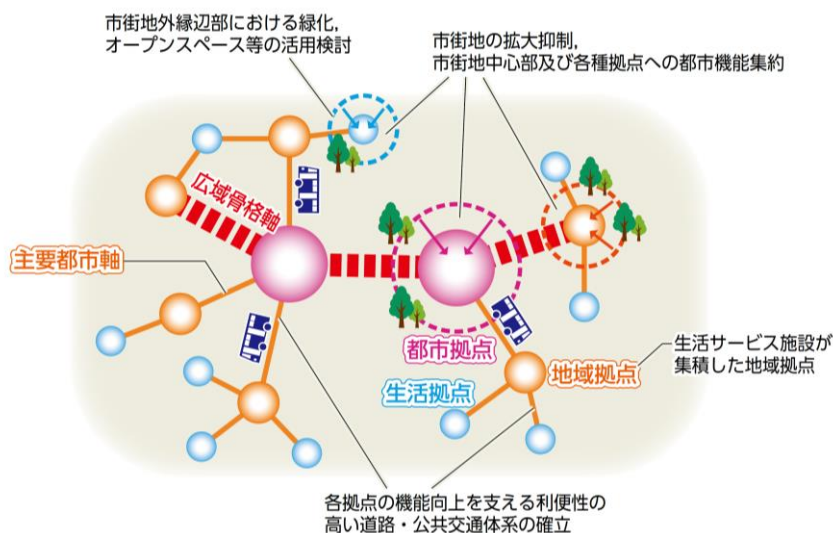


図27 コンパクト+ネットワークを基本とする都市構造の概念図

出典：第5次呉市長期総合計画

※1：ユニバーサルデザイン：あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が利用しやすいよう、都市や生活環境をデザインする考え方

※2：コンパクト+ネットワーク：地域の活力を維持するとともに、医療・福祉・商業等の生活機能を確保し、誰もが安心して暮らせるよう、地域公共交通と連携してコンパクトなまちづくりを進める取組

(3) ハード整備・ソフト対策の両輪によるバリアフリー化の推進

バリアフリー化の実現は、物理的なバリアフリーを進める都市基盤整備等の「ハード整備」のみならず、バリアフリーマップ等による「情報提供」や、市民一人ひとりが高齢者、障害者等の特性を理解し支え合う「心のバリアフリー」等の「ソフト対策」を進めていくことが重要です。

そのため、ハード整備とソフト対策の両輪によるバリアフリー化を推進するとともに、その推進に当たっては、アンケート調査結果等の市民意見をはじめ、利用者の視点に立った計画づくりに取り組むとともに、ICT や先端技術を活用し、多様化するニーズへの対応に取り組みます。

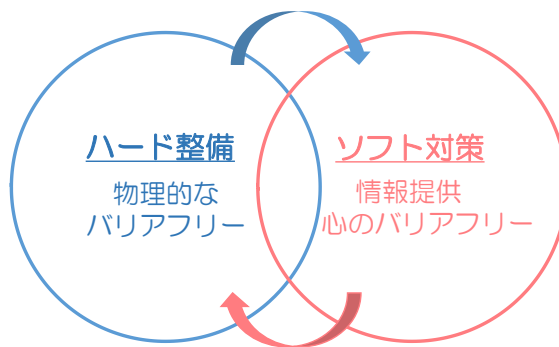


図28 ハード整備とソフト対策の両輪によるバリアフリー化のイメージ

(4) 市民・事業者・市の協働によるバリアフリー化の推進

バリアフリー化は、個々の施設を管理する事業者、計画の策定や関係者間の調整を行う呉市のみで達成できるものではなく、「心のバリアフリー」による市民の理解と協力が必要になります。

そのため、市民や事業者、市がお互いに密接な連携を図りながら協働してバリアフリー化を推進します。

また、市民や事業者に対し、高齢者、障害者等に対する理解と協力を求め、バリアフリーに対する考え方を共有することにより、具体の事業や取組につなげる等、段階的にバリアフリー化を進め、全市的な取組を推進します。

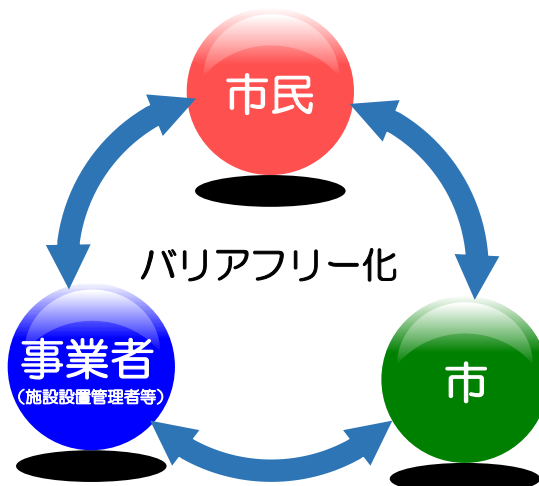


図29 市民・事業者・市の協働のイメージ

1. 3 呉市全体におけるバリアフリー化の整備の方針（ハード整備）

市域全体でのバリアフリー化の推進に当たり、公共交通、道路、路外駐車場、都市公園、建築物及び交通安全について、整備の方針を示します。安心・安全に移動できる環境づくりを行うためには、各施設の移動等円滑化基準の適合はもとより、ユニバーサルデザインの考えを踏まえ、高齢者や障害者等の移動等に配慮した施設整備や、公共交通間の接続改善を推進します。

(1) 公共交通

ア 旅客施設

旅客施設の新設又は改築に当たっては、公共交通移動等円滑化基準に従うとともに、移動環境の向上も含め、誰もが利用しやすい施設を整備します。

旅客施設は、国の基本方針^{※1}に基づき、1日当たりの平均的な利用者数が2千人以上の施設について、優先的にバリアフリー化を推進します。

また、平均的な利用者数が2千人未満の施設についても障害者用トイレや、エレベーターが設置されていない旅客施設については、その実情に応じてバリアフリー化に取り組みます。

バリアフリー化済みの施設についてはこれを維持・管理します。



バリアフリー化されたJR安芸阿賀駅



バリアフリー化されたJR新広駅

図30 旅客施設のバリアフリー状況

イ 車両等

高齢者、障害者等、誰もが移動しやすい環境を整備するために、乗降負担の少ないノンステップバスやユニバーサルデザインタクシー等の福祉車両の導入を推進するとともに、次世代モビリティや新技術の動向を注視し、その活用を推進します。

また、乗降場所であるバス停の待合環境の整備や、歩道の段差解消についても推進します。



ノンステップバス



ユニバーサルデザインタクシー

図31 車両等のバリアフリー状況

※1：国の基本方針において、1日当たりの平均的な利用者数が2千人以上3千人未満であって基本構想の生活関連施設に位置付けられた旅客施設を、原則として全てバリアフリー化することが令和3年度以降の目標として掲げられています。

(2) 道路

道路の新設又は改築に当たっては、道路移動等円滑化基準に従い、誰もが移動しやすい道路を整備します。

生活道路については、限られた空間の中で歩行者の安全性を高めるために、カラー舗装や路面表示等による歩行空間の確保や、踏切道内の表面に凹凸のついた誘導表示等の設置を推進します。

また、歩行者の保護のため、横断歩道へのエスコートゾーンの設置を検討します。バリアフリー化済みの道路についてはこれを維持・管理します。



バリアフリー化された市道



カラー舗装による空間確保

図32 道路のバリアフリー状況

(3) 路外駐車場

特定路外駐車場^{※1}の新設又は改築に当たっては、路外駐車場移動等円滑化基準に従い、誰もが利用しやすい施設となるようバリアフリー化を推進します。

既設駐車場で障害者用駐車区画等が設置されていない駐車場については、改築の際などに路外駐車場移動等円滑化基準に適合する施設整備を推進します。

バリアフリー化済みの施設についてはこれを維持・管理します。



車椅子利用者に配慮した事前精算機



視覚障害者誘導用ブロック

図33 駐車場のバリアフリー状況

※1：特定路外駐車場：駐車のために供する部分が500㎡以上あり、かつ、その利用に対して料金を徴収している路外駐車場のうち、道路附属物であるもの、公園施設であるもの、建築物であるもの及び建築物に付随しているものを除いた駐車場

(4) 都市公園

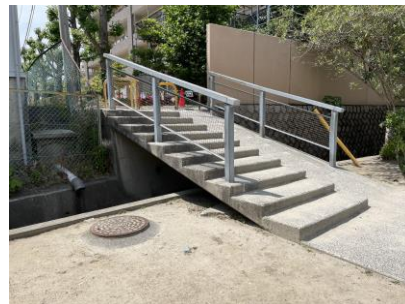
都市公園の新設又は改築に当たっては、都市公園移動等円滑化基準に従い、誰もが利用しやすい公園を整備します。

現在、公園に設置されている建設年次が古いトイレは、障害者用トイレが設置されていないところが多いことから、順次トイレのバリアフリー化をはかるとともに、出入口のスロープ設置による経路の連続性の確保等を推進します。

バリアフリー化済みの施設についてはこれを維持・管理します。



公園内の障害者用トイレ



スロープ補修予定箇所（勾配調整）

図34 公園のバリアフリー状況

(5) 建築物

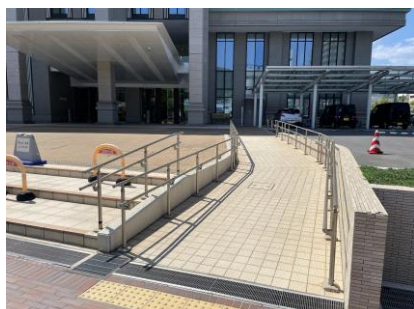
特別特定建築物の新築又は改築に当たっては、バリアフリー法に基づき、建築物移動等円滑化基準に適合した、誰もが利用しやすい建築物を建築します。

特別特定建築物以外の建築物については、呉市が新築又は改築を行う場合に、「広島県福祉のまちづくり条例」の整備基準に適合させることはもとより、民間の施設についても、引き続き適合を求め、バリアフリー化を推進します。

また、呉市の管理する建設年次の古い施設でバリアフリー化が進んでいない施設は「呉市公共施設等総合管理計画」に基づき、施設の更新や長寿命化に資する改修と併せて、段差の解消、トイレ環境の整備、エレベーターの整備、案内表示の工夫など、利用者の視点に立った整備を推進します。

バリアフリー化済みの施設についてはこれを維持・管理します。

なお、バリアフリー法に基づき、地方公共団体は、条例を制定することにより、建築物移動等円滑化基準への適合が義務付けられる特別特定建築物の用途の追加や、規模の引き下げ等の措置を講じることが可能となっており、「広島県福祉のまちづくり条例」による整備基準への適合状況をはじめ、建築物のバリアフリー化の達成状況等を踏まえ、必要に応じてバリアフリー法に基づく条例の制定を検討します。



段差の解消（スロープ）



障害者用駐車区画

図35 建築物のバリアフリー状況

(6) 交通安全

道路における歩行者や車両の交通量，周辺施設の設置状況等を勘案し，信号灯器のLED化や，音響式信号機，青延長用押ボタン付信号機等のバリアフリーに対応した信号機の設置を推進します。

道路標識については高輝度化や大型化等を行い，見やすく分かりやすい道路標識・道路標示の整備を推進します。

また，交通の安全と円滑化を図るため，関係機関と連携し，横断歩道へのエスコートゾーンの設置等を検討します。



LED化された信号機



エスコートゾーン

図36 交通安全のバリアフリー状況

1. 4 バリアフリー化に関する情報提供（ソフト対策）

(1) 呉市情報コミュニケーション条例

呉市では、全ての市民が、障害の有無にかかわらず、互いの意思や感情を伝え合うことができるよう、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための環境整備を進め、障害のある、ないにかかわらず、みんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちを実現するため、「呉市情報コミュニケーション条例」を制定しました（令和4年6月施行）。

今後、障害者やその家族、障害者団体等との意見交換会等を実施し、障害者等の視点に立って、意思疎通手段の確保のための環境整備や、意思疎通の支援を行う者の確保・養成、合理的な配慮の実施等について検討します。

■呉市情報コミュニケーション条例の概要

1. 目的

- ①障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用の促進
- ②障害のある、ないにかかわらず、みんなが安心して暮らし、学び、働き、交流し、挑戦できるまちを実現する

2. 基本理念（第3条）

- ・障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用は、市民等が相互に人格及び個性を尊重し合うことを基本とする。
- ・障害者が障害の特性に応じた情報を取得し、コミュニケーション手段を利用する機会の確保は、障害者が日常生活又は社会生活を送る上で必要不可欠であるという市民等及び事業者の理解の下に行わなければならない。

3. 市の責務（第4条）

- ・基本理念にのっとり、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するために必要となる施策を総合的かつ計画的に推進する。

4. 市民等の役割（第5条）

- ・基本理念にのっとり、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協力するよう努める。

5. 事業者の役割（第6条）

- ・基本理念にのっとり、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段の利用を促進するための市の施策に協力するよう努める。
- ・事業者は、その事業を行うに当たり、障害者が障害の特性に応じた情報を取得し、及びコミュニケーション手段を利用できるようにするための合理的配慮をするよう努める。

6. 施策の推進（第7条）

- (1) 障害者が、障害の特性に応じた情報の取得をしやすい環境を整備する施策
- (2) 障害者が、障害の特性に応じたコミュニケーション手段を利用しやすい環境を整備する施策
- (3) 障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段に対する市民等及び事業者の理解及び普及啓発を促進する施策
- (4) 障害の特性に応じたコミュニケーション手段への支援を拡大し、及び学ぶ機会を提供する施策
- (5) コミュニケーション支援者を養成するための施策
- (6) 小学校、中学校等における、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段に対する理解を促進する施策
- (7) 災害時における、障害の特性に応じた情報の取得及びコミュニケーション手段を確保する施策
- (8) 前各号に掲げるもののほか、この条例の目的を達成するために市長が必要と認める施策

7. 意見の聴取（第8条）

- ・施策に関し、障害者その他の関係者の意見を聴き、その意見を当該施策に反映するよう努める。

(2) 情報提供

各施設におけるバリアフリー化の状況等は、高齢者、障害者等が当該施設を利用するために必要となる情報です。

呉市では、高齢者、障害者等が利用可能な施設や経路を選択できるように、バリアフリーマップやホームページ等で情報を提供します。

また、公共交通の運行状況や、各種施設の案内看板等についても誰もが分かりやすい情報となるよう表示内容の充実化を図ります。

- ①バリアフリーマップの作成・活用
- ②呉地理情報マップにおける情報公開
- ③イベント時の情報提供への配慮
- ④ユニバーサルデザイン・バリアフリーの取組事例の紹介
- ⑤公共交通の情報提供
- ⑥案内看板等の充実化

各施設のバリアフリー化に関する情報は、施設設置管理者に提供を求めます。

円滑な情報収集のため、バリアフリー法の規定では、促進方針または基本構想にバリアフリー化に関する情報の収集、整理及び促進に関する事項が定められた場合、市町村の求めがあったときは、施設設置管理者等に、施設のバリアフリー化状況についての情報提供義務または努力義務が生じます(バリアフリー法第24条の8(同法第25条第10項における準用含む。))。

施設設置管理者	情報提供
公共交通事業者等	義務
道路管理者	義務
路外駐車場管理者等	努力義務
公園管理者等	努力義務
建築主等	努力義務

ア バリアフリーマップの作成・活用

施設設置管理者等から提供を受けたバリアフリー化に関する情報をもとにバリアフリーマップを作成し、市内の主要な施設等において配布します。

バリアフリーマップは高齢者や障害者等に配慮した配色やピクトグラム※1を活用し、分かりやすい案内表示とします。



図 37 バリアフリーマップ作成例（兵庫県明石市）

イ 呉地理情報マップにおける情報公開

バリアフリーマップと連動し、呉地理情報マップにおいてバリアフリー化に関する情報を公開します。公開する情報はスマートフォンやタブレットでも閲覧可能で、リアルタイムに情報更新することで、web の特性を活かしたものとします。

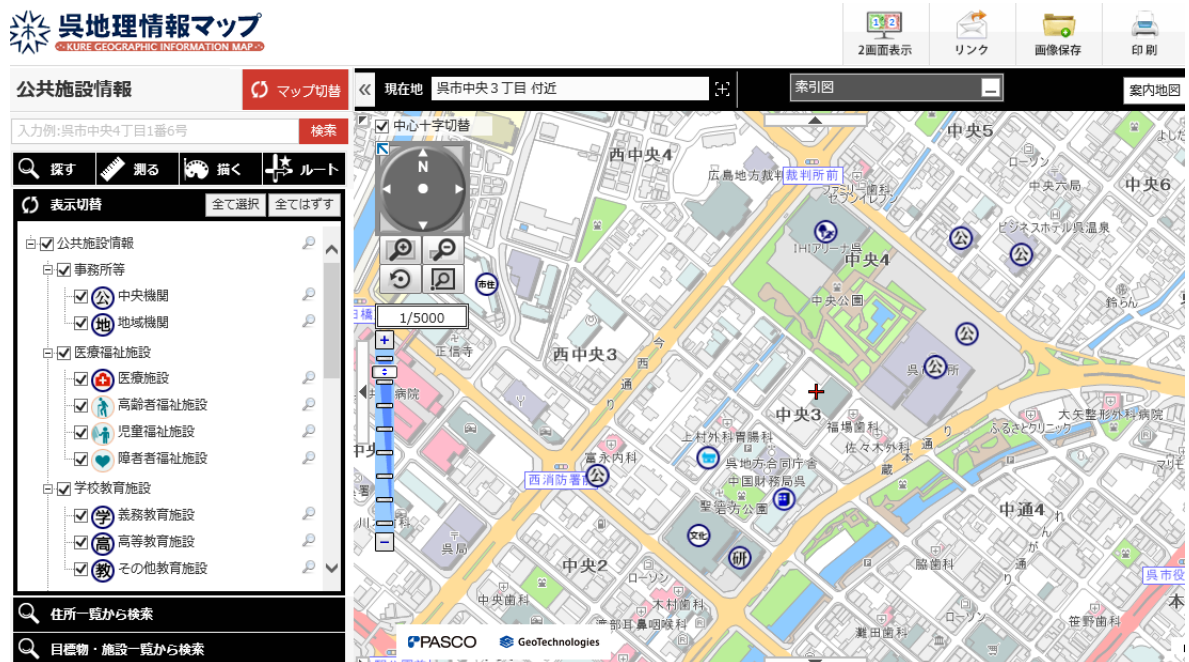


図 38 呉地理情報マップ

※1：ピクトグラム：不特定多数の人々が利用する公共交通機関や公共施設、観光施設等において、文字・言語によらず対象物、概念又は状態に関する情報を提供する図形

ウ イベント時の情報提供への配慮

市が開催するイベントでは、手話通訳や要約筆記、点字資料の配布等、バリアフリー化に配慮した情報提供を行います。

エ ユニバーサルデザイン・バリアフリーの取組事例の紹介

呉市ホームページにおいて、市内のユニバーサルデザイン・バリアフリーに関する取組事例を紹介します。

オ 公共交通の情報提供

主要交通結節点や主要目的地での分かりやすい案内看板や、分かりやすい公共交通マップの作成、スマートフォン等でバスの到着時間を確認できるバスロケーションシステムの利用促進検討、災害時における運行サービスや運行遅延状況等の情報提供等、誰もが分かりやすい情報提供に取り組みます。

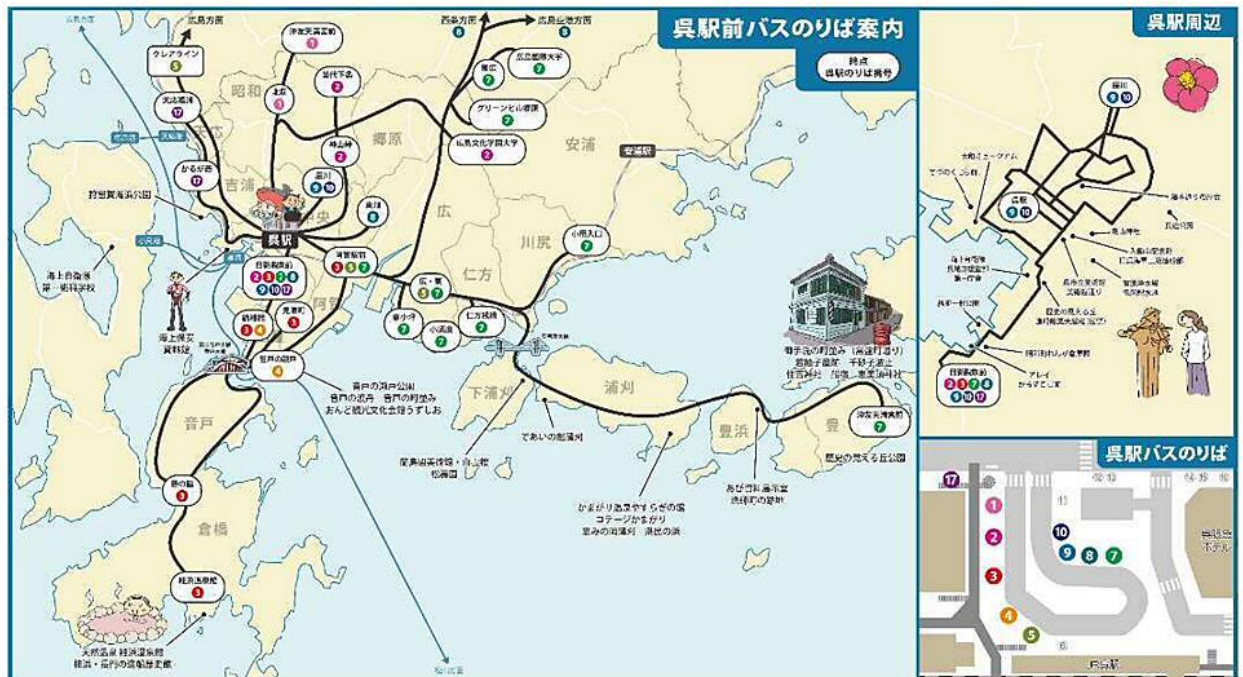


図 39 呉駅の案内表示の改善イメージ

出典：呉市地域公共交通網形成計画

カ 案内看板等の充実化

各施設の案内看板等については、市民のみならず、観光等で市外から訪れる全ての人に分かりやすく、またその目的を達成できるものでなくてはなりません。

そのために、高齢者や障害者等に配慮した配色や、点字表記、音声案内、ピクトグラム、サイン等を積極的に活用するとともに、外国人に対応した多言語表示等についても充実させます。

1. 5 心のバリアフリーの取組（ソフト対策）

(1) 心のバリアフリーとは

「心のバリアフリー」とは、「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画^{※1}（以下「行動計画」といいます。）」によると、「様々な心身の特性や考え方を持つすべての人々が、相互に理解を深めようとコミュニケーションをとり、支え合うこと」とされています。

バリアフリー化を推進するためには、施設整備だけではなく、市民一人ひとりが高齢者、障害者等の特性を理解し支え合う心のバリアフリーが重要です。

また、行動計画において、「心のバリアフリー」を体現するためのポイントとして以下の3点が示されています。

- ① 障害のある人への社会的障壁^{※2}を取り除くのは社会の責務であるという「障害の社会モデル^{※3}」を理解すること。
- ② 障害のある人（及びその家族）への差別（不当な差別的取扱い及び合理的配慮の不提供^{※4}）を行わないよう徹底すること。
- ③ 自分とは異なる条件を持つ多様な他者とのコミュニケーションを取る力を養い、すべての人が抱える困難や痛みを想像し共感する力を培うこと。

※1：東京オリンピック・パラリンピックを契機として、共生社会の実現に向けたユニバーサルデザイン、心のバリアフリーを推進し、大会以降のレガシーとして残していくために取り組むべき具体的施策について平成29年2月に国が策定

※2：障害者にとって社会にある障壁は、事物、制度、慣行、観念等の様々なものがあり、日常生活や社会生活において相当な制限を受ける状態のこと。

※3：障害者が日常・社会生活で受ける制限は、個人の心身機能の障害と社会的障壁の相互作用によって創り出されているものであり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務であるという考え方

※4：「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」で障害のある人等に対して、正当な理由がなく、障害を理由として差別することを禁止しています。また、障害のある人等から社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することも求めています。

(2) 呉市全体における心のバリアフリーの推進方針

心のバリアフリーの推進に当たり、市民、事業者（施設設置管理者等）、市のそれぞれがどのような役割を期待され、担っていくべきなのかを明確にするため、以下のとおり方針を示します。

ア 市民

高齢者、障害者等の自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について、理解を深めるよう努めます。

また、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用に協力するよう努めます。

イ 事業者（施設設置管理者等）

継続的な教育訓練を通じ、職員に対し、高齢者、障害者等と適切なコミュニケーションを取りながら積極的に声かけや思いやりのある行動支援を行うよう努めます。

また、職員等関係者のみならず、一般の施設利用者の心のバリアフリーを推進するための広報活動及び啓発活動等を行うよう努めます。

ウ 市

市民一人ひとりが高齢者、障害者等の特性を理解し、支え合うため、広報活動、啓発活動、教育活動等を通じて心のバリアフリーの推進に努めます。

(3) 心のバリアフリーの取組

市民一人ひとりがバリアフリーへの理解を深め、お互いが相手を理解し、尊重することができる「心のバリアフリー」を推進します。ここでは、市全体で取り組んでいく「心のバリアフリー」について示します。

ア 教育活動の推進

学校教育現場では、学習指導要領に則り、呉市立学校において、心のバリアフリーにかかる活動や取組を行っており、これらの活動や取組を引き続き行っていきます。以下に、取組内容を示します。

(ア) 体験学習

- a 盲導犬と触れあうことで、視覚障害者の方が実際にどんなことに困っているかを学び、盲導犬の役割を理解することを通じて、障害者への声掛けやサポートの重要性について学びます。
- b 総合的な学習の時間では、車椅子の体験やブラインドアイウォークなどの障害の模擬体験を行い、子どもたちが自分自身でできることを考え、障害者の方がどのようなサポートが必要であるかを学びます。



盲導犬体験学習



ブラインドアイウォーク学習

図40 体験学習の様子

(イ) 交流学習

- a インクルーシブ教育^{※1}の一環として、障害のある子供達と障害のない子供達の交流や共同学習を行い、共生社会の実現に向けた第一歩となるよう取り組んでいきます。
- b 特別活動等の中で、近隣の幼稚園、保育園児や老人介護施設の高齢者、障害者福祉施設の人々を学校行事に招き、様々な方と接することにより多様性の尊重について学びます。
- c 校外学習の際に、国際交流の一環として、外国人観光客に、呉や日本の文化について伝えたり、外国人観光客から外国の文化を教えて頂いたりすることで、多様性の尊重について学びます。

(ウ) その他

- a 道徳では、「親切、思いやり」に関する授業を行い、相手の立場を考えたり、相手の気持ちを想像したりすることを通し、励まみや援助をすることの大切さ等について学びます。
- b 中学校の社会科では、障害があっても教育や就職の面で不自由なく生活できる社会をめざし、自分たちが何に気を付けなければならないかを考えることで、インクルージョン社会の実現に向けた学習を進めます。

※1：障害のある者が、その能力等を最大限に発揮させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とする目的の下で、障害のある者と障害のない者がともに学ぶこと。

イ 普及・啓発・広報活動等の推進

市民一人ひとりが高齢者や障害者等の特性を理解し、支え合う「心のバリアフリー」を体現するためには、様々な人を対象として普及・啓発・広報活動等を行うことが重要です。

バリアフリーに関するアンケート調査では、「心のバリアフリー」の認知度については、「聞いたことはある」と「知らない」の合計が約8割であり、その認知度は低く、普及・啓発・広報活動等を積極的に行う必要があります。

以下に、取組内容を示します。

(ア) ヘルプマーク・ヘルプカード

ヘルプマークは、外見からは分からない障害を抱えた方が周囲に援助や配慮を必要としていることを知らせるために作成されたマークです。また、ヘルプカードは障害のある方が災害や緊急時、日常生活で困ったときなどに、緊急連絡先や必要とする支援内容等を記載するカードです。

これらを市民センター等で配布するなど、普及・啓発・広報活動を行います。

(イ) 介護マーク

介護マークは、認知症のある方等の介護は、他の人から見ると介護していることが分かりにくく、誤解を受けることがあるため、介護する方が、介護中であることを周囲に理解していただくために作成されたカードです。

これらを市民センター等で配布するなど、普及・啓発・広報活動を行います。

(ウ) チームオレンジ

認知症に関する正しい知識を習得し、自発的な支援活動の普及拡大を図るため、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症の方とその家族を温かく見守る応援者を養成します。

また、本人とその家族のニーズと認知症サポーターを中心とした支援をつなぐ仕組み（チームオレンジ）の整備を進めます。



図 4 1 各種マーク・カード

(エ) 通いの場

高齢者が自宅から歩いて通える場所に「通いの場」を設置し、多世代が集い、交流することができる場づくりを進めます。「ふれあい・いきいきサロン」では、高齢者をはじめ、地域住民が自宅から歩いていける場所に集い、自ら企画し、活動することを通して、生きがいづくりや仲間づくりを行います。また、「すこやかサロン」では、家に閉じこもりがちな人を対象に、健康教室、ゲーム、軽体操、趣味活動、英会話等を実施します。

(オ) 出前トーク

高齢者、障害者等に対する理解を促進し、「心のバリアフリー」を体現するために、市民等が構成する団体に対して市職員を派遣し、「障害がある人とのコミュニケーション」や「障害のある人を支えるサービス」、「バリアフリー社会の実現による持続可能なまちづくり」等、様々なメニューの出前トークを実施します。

(カ) 人材育成・派遣

高齢者、障害者等の社会活動や社会参加を支えることが出来る人材の育成として、手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成や手話通訳者、要約筆記者の派遣事業を行います。また、地域生活をする上で必要度の高い情報（「市政だより」「ボランティア情報誌」等の広報誌）を点訳、音訳で提供します。



ふれあい・いきいきサロン



出前トーク



手話通訳者の派遣

図4-2 通いの場・出前トーク・人材派遣

(キ) 国際交流

呉市国際交流協会では、市内で生活する外国人向けに、外国人住民支援事業や多文化共生事業、外国都市等との交流事業、広報・研究事業等を行います。

外国人住民支援事業では、「市政だよりの多言語化による情報提供」や「新型コロナウイルス・災害関連情報の広報」、「呉市で暮らす外国人のための生活ガイドブック」の発行等を行います。

多文化共生事業では「異文化理解講座」や「国際交流フェスタ in くれ」等を行います。また、外国都市との交流や、ホームページでのイベント情報の提供、コミュニケーションボードの情報掲示等を行います。



呉市で暮らす外国人のための生活ガイドブック



国際交流フェスタ in くれ

図 4 3 国際交流

(ク) マナーの向上

放置自転車や自転車の危険運転は高齢者や障害者等が安心して歩行するための妨げとなります。呉市内の一部のJR駅周辺（呉駅・広駅等）は放置自転車規制区域となっており、放置自転車等の撤去活動を行うとともに、自転車運転のマナー向上に向けた取組を行います。また、違法駐車防止のための広報・啓発活動も継続して行います。

その他として、バリアフリートイレやおもいやり駐車場等の施設利用マナーについても普及・啓発・広報活動を行います。



図 4 4 施設利用マナーの広報例

出典：国土交通省HP

(ケ) 接遇

バリアフリー法に基づく施設整備，いわゆるハード整備が進むとともに，重要になってくるのが，「心のバリアフリー」等のソフト対策としての適切な「接遇」です。

適切な接遇を行うためには，「心のバリアフリー」の考え方を理解し，接遇のあり方について一定水準の知識を身につけることが必要となってきます。このような背景のもと，職員に対するバリアフリー教育や研修を実施し，高齢者，障害者等への理解促進と接遇の向上を図ります。

(コ) 観光施設における心のバリアフリー

観光庁では，「観光施設における心のバリアフリー認定制度」を創設し，ソフト的なバリアフリー対応措置の実施や，年1回以上の従業員への教育実施等を行っている「宿泊施設」，「飲食店」，「観光案内所」を対象に，認定マークの交付を行っています。

呉市を訪れる観光客の方々に安心・安全に楽しんでいただくために，本制度の普及・広報活動を行い，観光施設の心のバリアフリー化の推進を図ります。



図 4 5 観光施設の心のバリアフリー認定マーク

ウ 公共交通事業者による教育啓発特定事業の推進

バリアフリー法に基づく教育啓発特定事業^{※1}について，公共交通事業者により，以下の取組を行います。

事業者	実施事業
西日本旅客鉄道(株) 広島電鉄(株) 中国ジェイアールバス(株) 瀬戸内産交(株) さんようバス(株)	○社員のバリアフリーに対する教育訓練

※1：移動等円滑化の促進に関する児童，生徒又は学生の理解を深めるために学校と連携して行う教育活動の実施に関する事業や，移動等円滑化の促進に関する住民その他の関係者の理解の増進又は移動等円滑化の実施に関するこれらの者の協力の確保のために必要な啓発活動の実施に関する事業

2 移動等円滑化促進地区

2. 1 移動等円滑化促進地区の設定

(1) 移動等円滑化促進地区の要件

バリアフリー法では、移動等円滑化促進地区（以下「促進地区」といいます。）の要件が次のように定められています。

① 生活関連施設があり、かつ、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区

国の基本方針では、原則として生活関連施設がおおむね3以上あることとしています。また、それらの間の移動が通常徒歩で行われる地区とは、生活関連施設が徒歩圏内に集積している地区としています。

② 生活関連施設及び生活関連経路についてバリアフリー化の促進が特に必要な地区

国の基本方針では、高齢者、障害者等の移動や施設利用の状況、土地利用や諸機能の集積の状況や、これらの将来の方向性の観点から総合的に判断し、一体的なバリアフリー化の促進が特に必要な地区であることを求めています。

③ バリアフリー化を促進することが、総合的な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切な地区

都市機能としては、高齢者、障害者等に交流と社会参加の機会を提供する機能、消費生活の場を提供する機能、勤労の場を提供する機能等が挙げられます。

地区におけるバリアフリー化の促進が、このような様々な都市機能の増進を図る上で有効かつ適切であると認められる地区であることが求められます。

(2) 呉市における促進地区設定の方針

促進地区の設定に当たっては、バリアフリー法における要件を踏まえつつ、呉市の地理的条件・土地利用等の特性を踏まえ設定を行います。

【促進地区を設定する上で配慮すべき呉市の特性】

- 市域を東西に運行するJR呉線、JR駅を経由する路線バス、路線バスやJR駅を連絡する生活バス・乗合タクシーが市民の移動手段として市内を網羅していること。
- JR駅や主要なバスの乗り継ぎ拠点の周辺には公共施設や商業施設等が集まっており、市民の暮らしの中心となっていること。

このため、JR駅及び呉市地域公共交通網形成計画に位置付けられた交通結節点を中心とした地区を促進地区として設定します。

(3) 促進地区の区域の設定

促進地区の区域は徒歩で移動が行われる区域であることから、JR駅及び交通結節点を中心に半径500m^{※1}の範囲とします。ただし、従前の基本構想における重点整備地区であるJR呉駅・呉港周辺地区及びJR広駅・安芸阿賀駅周辺地区については、従前の区域を基本とします。

なお、促進地区の境界は、町界・字界、道路、河川、鉄道等の施設、都市計画道路等によって明確に表示して定めるものとします。

具体的には生活関連経路の沿道（当該道路が接する街区）には、住居や商業・公共施設等の既存施設が立地していることから実際の移動に配慮し、「生活関連施設を包含し、生活関連経路に設定した道路から1街区外側の範囲」を促進地区の境界とします。

(4) 生活関連施設・生活関連経路の設定

ア 生活関連施設の設定

呉市では、高齢者や障害者をはじめ多くの人々が利用する施設を生活関連施設として、次の表のとおり位置付け、(3) 促進地区の区域の設定で定めた区域内に生活関連施設が3以上ある地区を促進地区として設定します。

表7 生活関連施設に位置付ける施設一覧

区分	対象施設
旅客施設	JR駅、交通結節点、旅客船ターミナル
官公庁等	市役所、市民センター
	郵便局（地区によっては主要な郵便局）
教育・文化施設等	図書館、博物館、美術館
	文化ホール、市民ホール
	まちづくりセンター
保健・医療・福祉施設	地域医療支援病院 ^{※2}
	保健所、公立の子育て支援施設
商業施設	ショッピングセンターのうち、食料品と衣料品等を複合的に取り扱う店舗
公園・運動施設	都市公園のうち、地区公園、総合公園、運動公園、特殊公園
	地区公園と同規模の公園
	市立の体育館
その他の施設	市営路外駐車場

※1：国土交通省「都市構造の評価に関するハンドブック」で示されている高齢者徒歩圏

※2：医療法に基づく地域医療の確保を図るための病院で、病床200床以上、紹介患者中心の医療を提供する等の要件により都道府県知事が承認するもの

イ 生活関連経路の設定

バリアフリー法において、生活関連経路は「生活関連施設間の経路」と定義されています。

生活関連施設間の移動のしやすさを高めるように経路を確保する必要があるため、生活関連経路を選定する上では、高齢者、障害者等の安全性、利便性に配慮することが必要です。

以上を踏まえ、呉市では以下の考え方にに基づき、生活関連経路を選定します。

なお、従前の基本構想における重点整備地区である JR 呉駅・呉港周辺地区及び JR 広駅・安芸阿賀駅周辺地区については、従前の経路を基本とし、現地調査等による経路の削除や新たに整備された経路の追加等を行います。

① 安全性の高い経路

高齢者、障害者等が安全に通行、横断できる経路として、歩道や交差点において信号機が整備されている経路を優先的に選定します。

② 利便性の高い経路

○遠回りにならない経路

高齢者、障害者等が生活関連施設を移動する際の負担に配慮し、遠回りにならない経路を選定します。

○分かりやすい経路

高齢者、障害者等やその移動をサポートする人に分かりやすい経路として、主要幹線道路等、地域におけるメイン道路を選定します。

(5) 促進地区の選定

以上に基づき、次のフローにより促進地区を選定した結果、下表の10地区となりました。

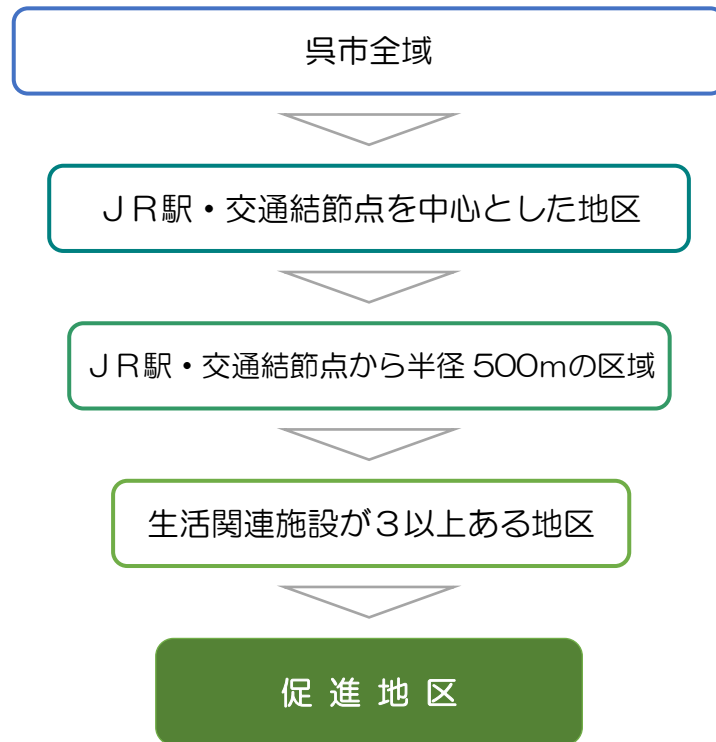


図4-6 促進地区の選定フロー

表8 促進地区一覧

地区名	生活関連施設の数
J R呉駅・呉港周辺地区	21
J R広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区※ ¹	14
J R天応駅周辺地区	3
J R吉浦駅周辺地区	3
J R川原石駅周辺地区	3
J R仁方駅周辺地区	3
J R安芸川尻駅周辺地区	3
J R安浦駅周辺地区	5
昭和市民センター周辺地区	4
鍋棧橋周辺地区	4

※1：従前の基本構想作成後、地区内に新規に建設されたJ R新広駅を地区名に追加

- ・ 旅客施設から 500m 以内
- ・ 生活関連施設を 3 以上含む
- ・ 行政界，地物等で明確に表示できる範囲
を**促進地区**に設定

促進地区のイメージ

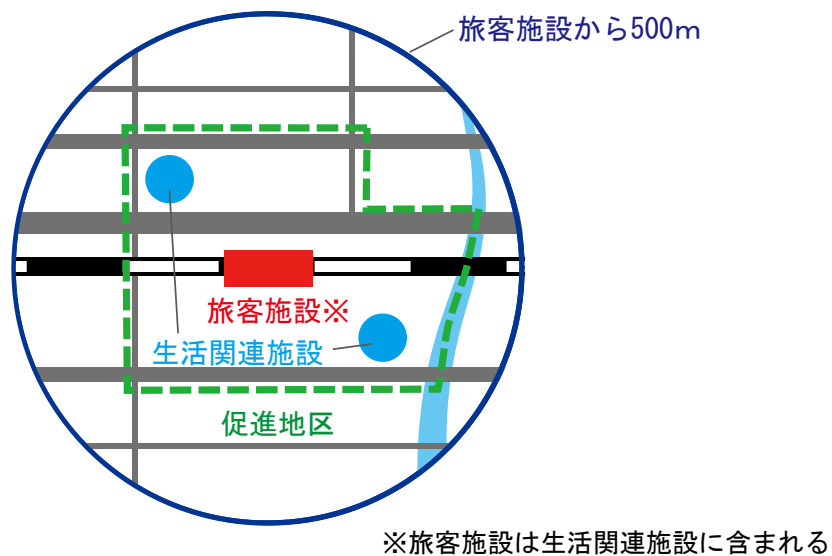


図 4 7 区域のイメージ

2. 2 各移動等円滑化促進地区のバリアフリー化の促進に関する取組方針

① JR呉駅・呉港周辺地区

(1) 地区の特性

呉市の都心として、地区内外をサービスの対象とした多様な都市機能が集積する地区です。JR呉駅を中心に、市役所、病院、商業施設、公園等、多くの施設が分布しています。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設であるJR呉駅と呉中央棧橋ターミナルは、バリアフリー化が完了しています。
- その他の生活関連施設は、市役所をはじめ多くの施設があり、バリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- JR呉駅を中心として、呉駅周辺地域総合開発による新たなまちづくりが進められています。



図 4 8 JR呉駅・呉港周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- 旅客施設は、呉駅周辺地域総合開発と一体となったバリアフリー化を目指します。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化を推進します。
- 大和ミュージアムでは、令和7年度のリニューアルオープンに向け、トイレの改善や館内案内、展示資料解説の多言語化等、ユニバーサルデザインへの対応を図ります。
- 生活関連経路は、バリアフリー化された道路の維持・管理を行うとともに、未整備経路の視覚障害者誘導用ブロックの設置や、踏切道内の表面に凹凸のついた誘導表示等の設置、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成を推進します。

J R 呉駅・呉港周辺地区

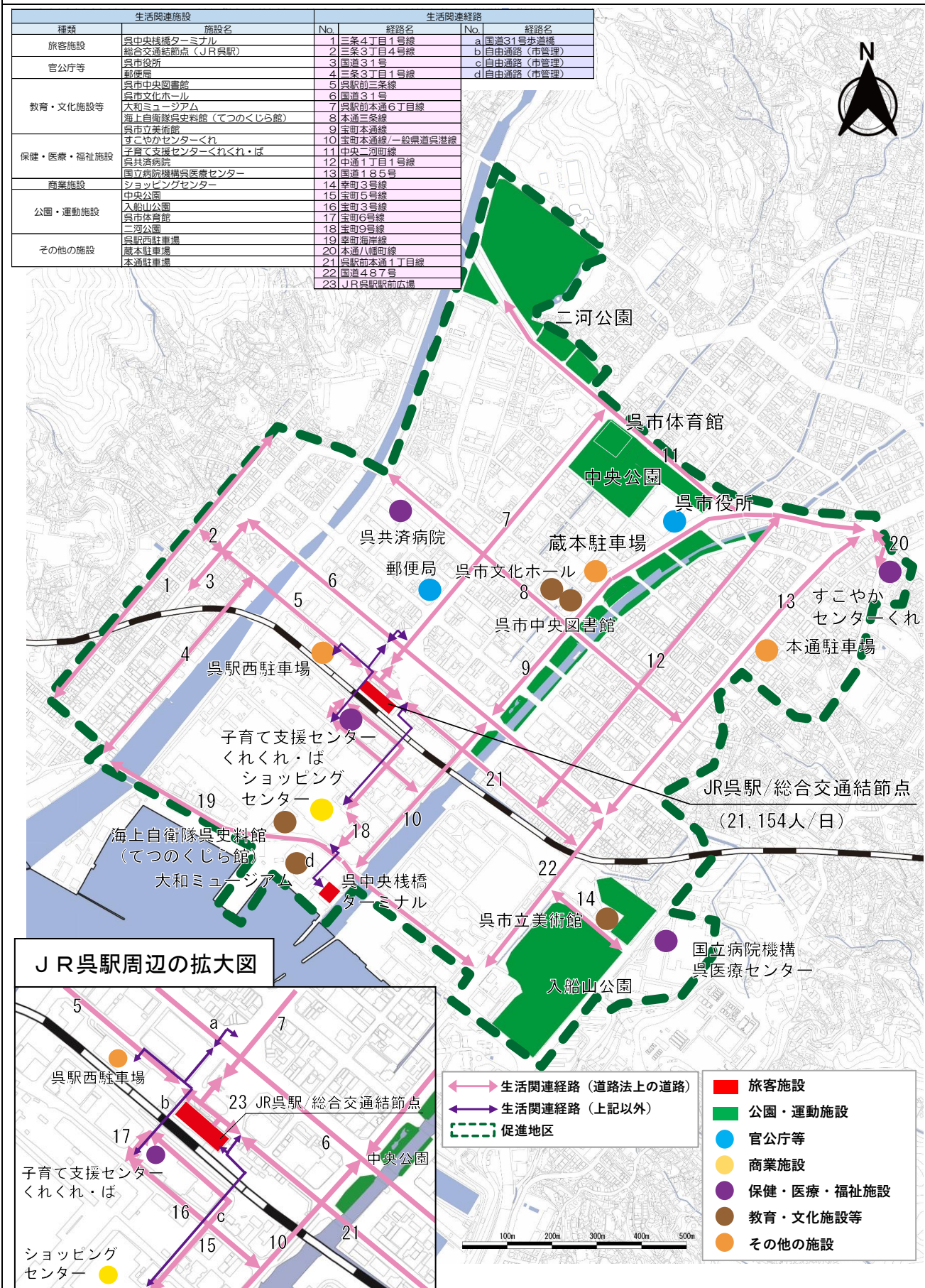


図 4 9 促進地区 (J R 呉駅・呉港周辺地区)

② JR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区

(1) 地区の特性

都心である中央地域（JR呉駅・呉港周辺地区）の機能を補完する副都心と、その近接地を含む地区です。JR各駅を中心に、市民センター、病院、商業施設、公園等、様々な施設が分布しています。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、JR安芸阿賀駅、JR新広駅、JR広駅があり、バリアフリー化が完了しています。
- その他の生活関連施設は、広市民センターをはじめ様々な施設があり、バリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。



図50 JR広駅・新広駅・安芸阿賀駅周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- 旅客施設は、副都心の玄関口として高齢者、障害者等が快適に利用できるよう、引き続きバリアフリー化の維持・管理を行います。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化を推進します。
- 生活関連経路は、バリアフリー化された道路の維持・管理を行うとともに、未整備経路の視覚障害者誘導用ブロックの設置や、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成を推進します。

J R 広 駅 ・ 新 広 駅 ・ 安 芸 阿 賀 駅 周 辺 地 区

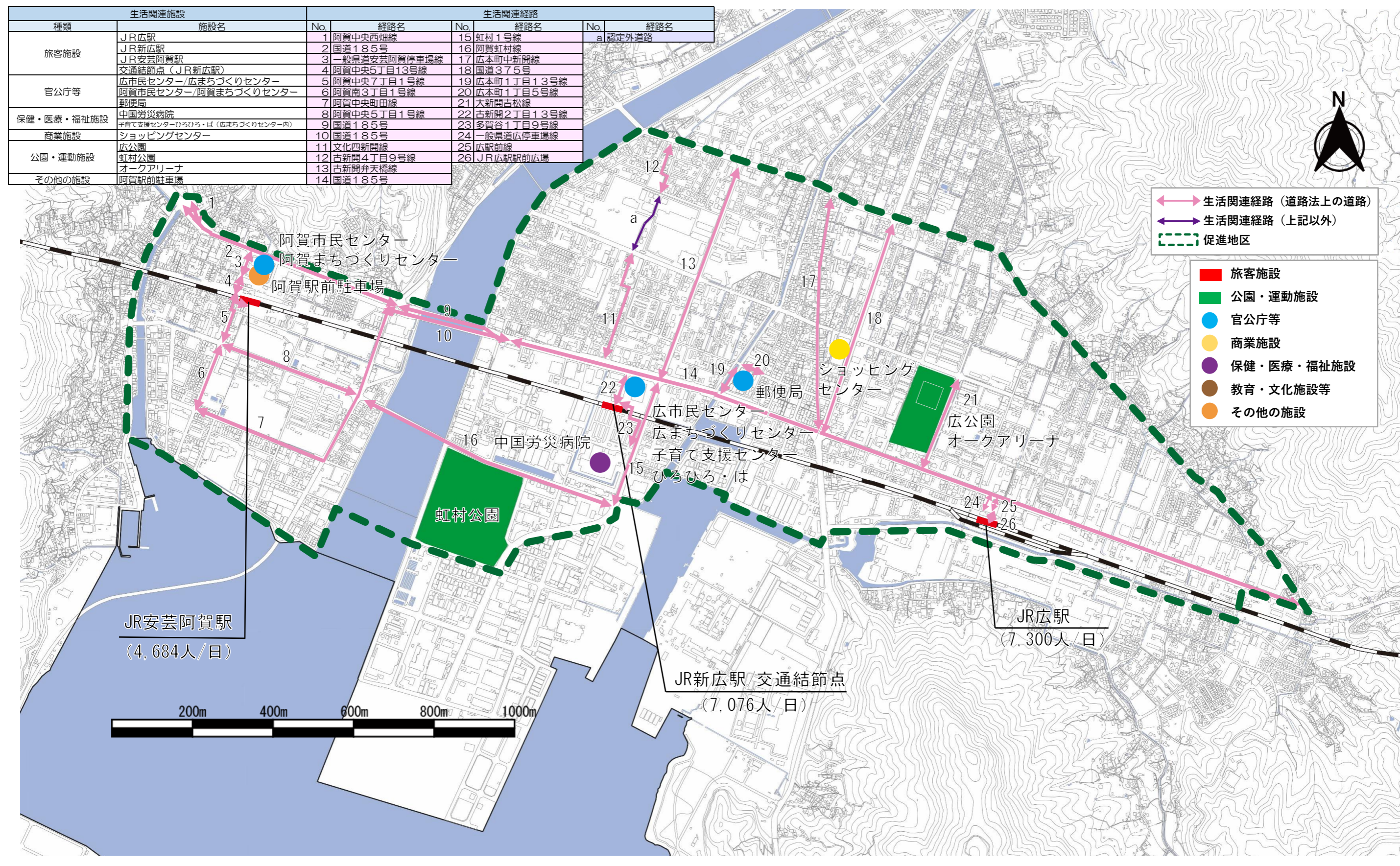


図 5 1 促 進 地 区 (J R 広 駅 ・ 新 広 駅 ・ 安 芸 阿 賀 駅 周 辺 地 区)

JR 吉浦駅周辺地区のまち歩きによる点検の様子



車椅子体験で歩道の障害物や通りにくい所を確認しました。

駅の券売機が使いやすいのか、体験してみました。



市民センターのスロープは通しやすいのか体験しました。

③ JR天応駅周辺地区

(1) 地区の特性

呉市の西端に位置した地区で、広島市方面からの西の玄関口です。JR天応駅から北側のJR呉線及び国道31号沿いに家屋が密集した市街地が形成されており、狭あいな道路が多い地区です。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、JR天応駅（無人駅）があり、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- その他の生活関連施設である天応市民センターは、バリアフリー化されています。
- 生活関連経路は、歩道がある国道31号や狭あいな市道等があり、市道については歩行者の安全の確保が課題です。



図52 JR天応駅周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- JR天応駅は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、無人駅であることを踏まえ、改修時に段差の解消や障害者用トイレの設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- 生活関連経路は、道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、踏切道内の表面に凹凸のついた誘導表示等の設置、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成に努めます。

J R天応駅周辺地区

生活関連施設		生活関連経路	
種類	施設名	No.	経路名
旅客施設	J R天応駅	1	主要地方道呉環状線
官公庁等	天応市民センター/天応まちづくりセンター 郵便局	2	国道31号
		3	天応南町9号線
		4	天応塩谷1号線
		5	天応塩谷2号線
		6	天応西条塩谷線



図53 促進地区 (JR天応駅周辺地区)

④ JR吉浦駅周辺地区

(1) 地区の特性

国道31号から北側に家屋が密集した市街地や斜面市街地が形成された、狭い道路が多い地区です。JR吉浦駅からJR呉駅まで電車で5分程度と都心に近接しており、駅の1日当たりの平均的な利用者数が2千人以上となっています。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、JR吉浦駅（無人駅）があり、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- その他の生活関連施設である吉浦市民センターは、おおむねバリアフリー化されています。
- 生活関連経路については、国道31号は歩道が整備されています。市道は歩道がなく、歩行者の安全の確保が課題です。

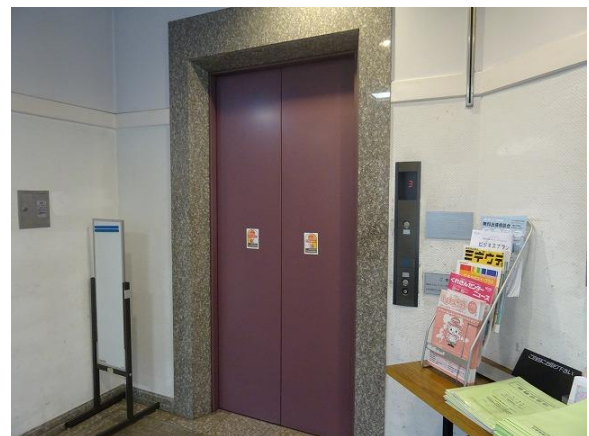


図54 JR吉浦駅周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- JR吉浦駅は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、無人駅であることや利用者数の多さを踏まえ、改修時に段差の解消や障害者用トイレの設置を検討する等、更なるバリアフリー化を推進します。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化を推進します。
- 生活関連経路は、道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成を推進します。

J R 吉浦駅周辺地区

生活関連施設		生活関連経路	
種類	施設名	No.	経路名
旅客施設	J R 吉浦駅	1	吉浦中町1丁目1号線
官公庁等	吉浦市民センター/吉浦まちづくりセンター 郵便局	2	吉浦本町1丁目2号線
		3	国道31号
		4	吉浦東線

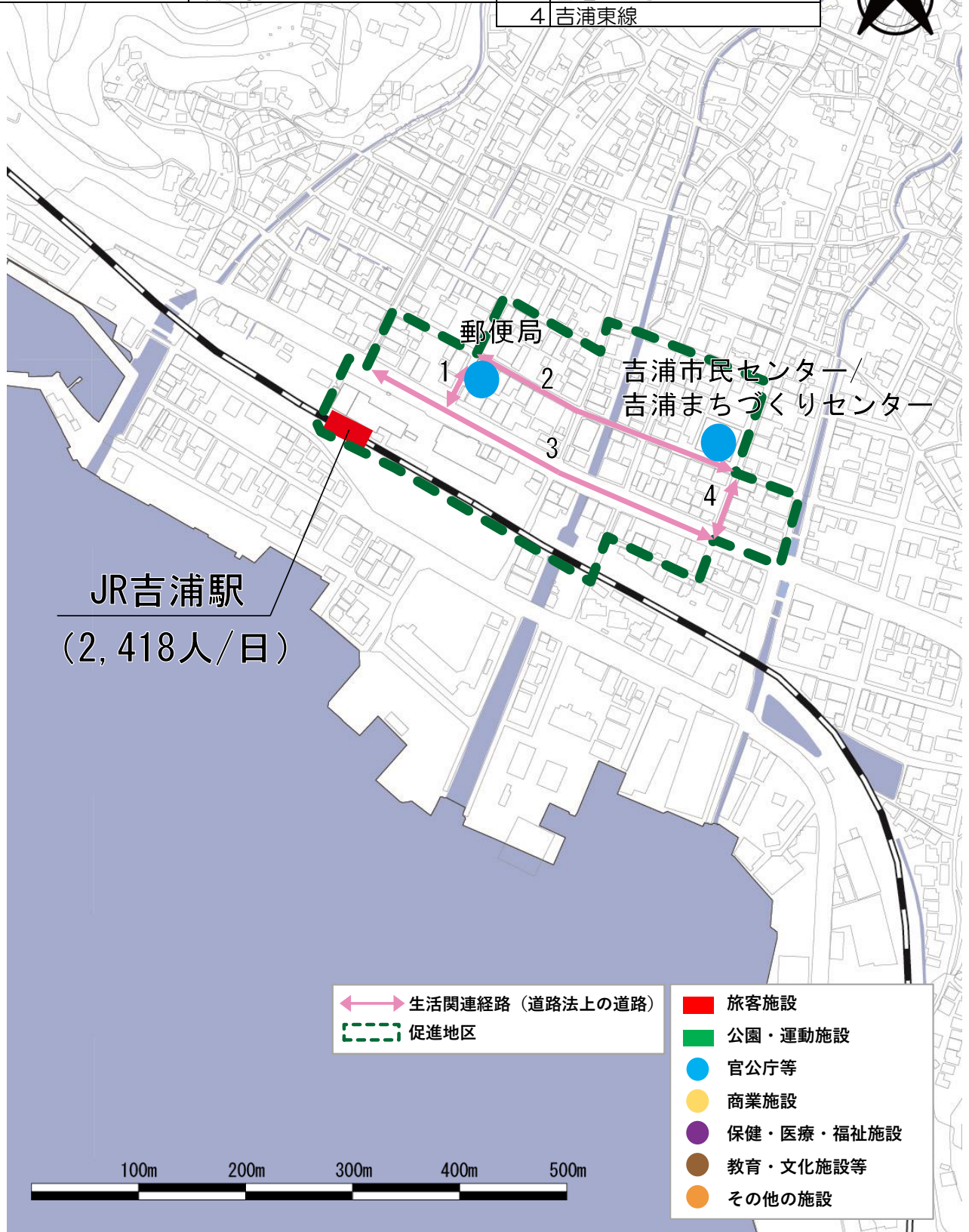


図55 促進地区 (J R 吉浦駅周辺地区)

⑤ JR川原石駅周辺地区

(1) 地区の特性

JR呉駅・呉港周辺地区に隣接した地区であり都心へのアクセスに優れた地区です。国道31号より南側は平坦な埋立地が広がりますが、北側は古くからの斜面市街地で、狭い道路も多くなっています。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、JR川原石駅（無人駅）があり、視覚障害者用誘導ブロック等のバリアフリー化が進められています。
- その他の生活関連施設である二川まちづくりセンターは、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、歩道が整備された道路と歩道がない道路があり、歩道がない道路については歩行者の安全の確保が課題です。



図56 JR川原石駅周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- JR川原石駅は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、無人駅であることを踏まえ、改修時に段差の解消や障害者用トイレの設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- 生活関連経路は、道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成に努めます。

J R川原石駅周辺地区



図57 促進地区 (JR川原石駅周辺地区)

⑥ JR仁方駅周辺地区

(1) 地区の特性

副都心である広地域に近接する利便性の高い地区で、JR仁方駅を中心に、平坦な市街地が広がっています。JR呉線より南側の道路は比較的幅員がありますが、北側は狭い道路が多くなっています。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、JR仁方駅（無人駅）があり、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- その他の生活関連施設である仁方市民センターは、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、歩道が整備された道路と歩道がない道路があり、歩道がない道路については歩行者の安全の確保が課題です。



図58 JR仁方駅周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- JR仁方駅は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、無人駅であることを踏まえ、改修時に障害者用トイレの設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- 生活関連経路は、道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、踏切道内の表面に凹凸のついた誘導表示等の設置、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成に努めます。

J R仁方駅周辺地区

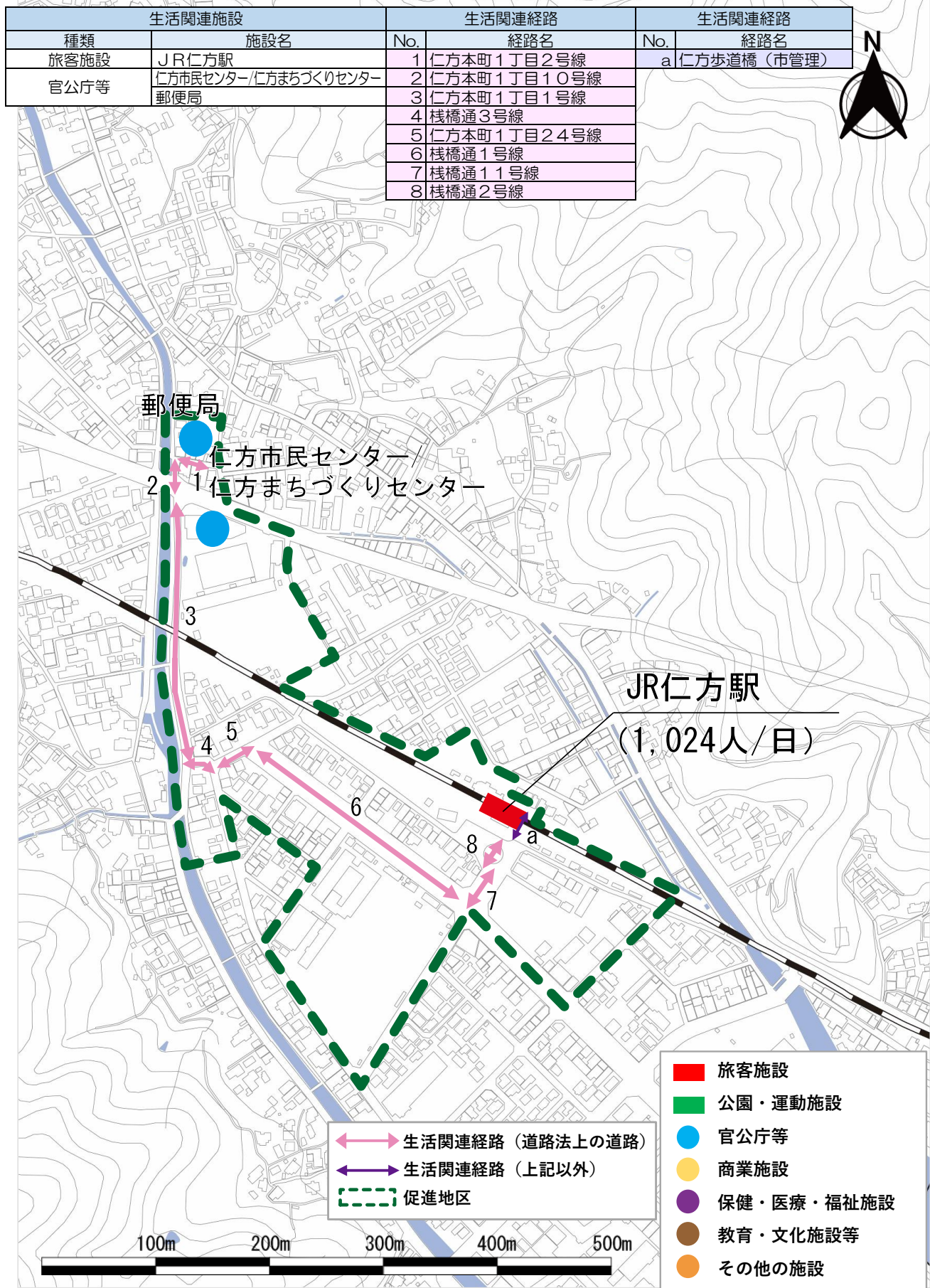


図59 促進地区 (J R仁方駅周辺地区)

⑦ JR安芸川尻駅周辺地区

(1) 地区の特性

野呂山と瀬戸内海の間に市街地が形成された地区で、国道185号より海側は比較的平たんな地形であり、市民センターをはじめとする主要な施設が国道沿いに分布しています。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、JR安芸川尻駅（無人駅）があり、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- その他の生活関連施設である川尻市民センターは、スロープや視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、国道185号の歩道について、一部、視覚障害者誘導用ブロックが設置されています。市道は歩道がなく、歩行者の安全の確保が課題です。



図60 JR安芸川尻駅周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- JR安芸川尻駅は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、無人駅であることを踏まえ、呉市・川尻町合併建設計画に基づき、自由通路の設置等、更なるバリアフリー化を推進します。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- 生活関連経路は、バリアフリー化された道路の維持・管理を行うとともに、未整備経路は道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成に努めます。

J R安芸川尻駅周辺地区

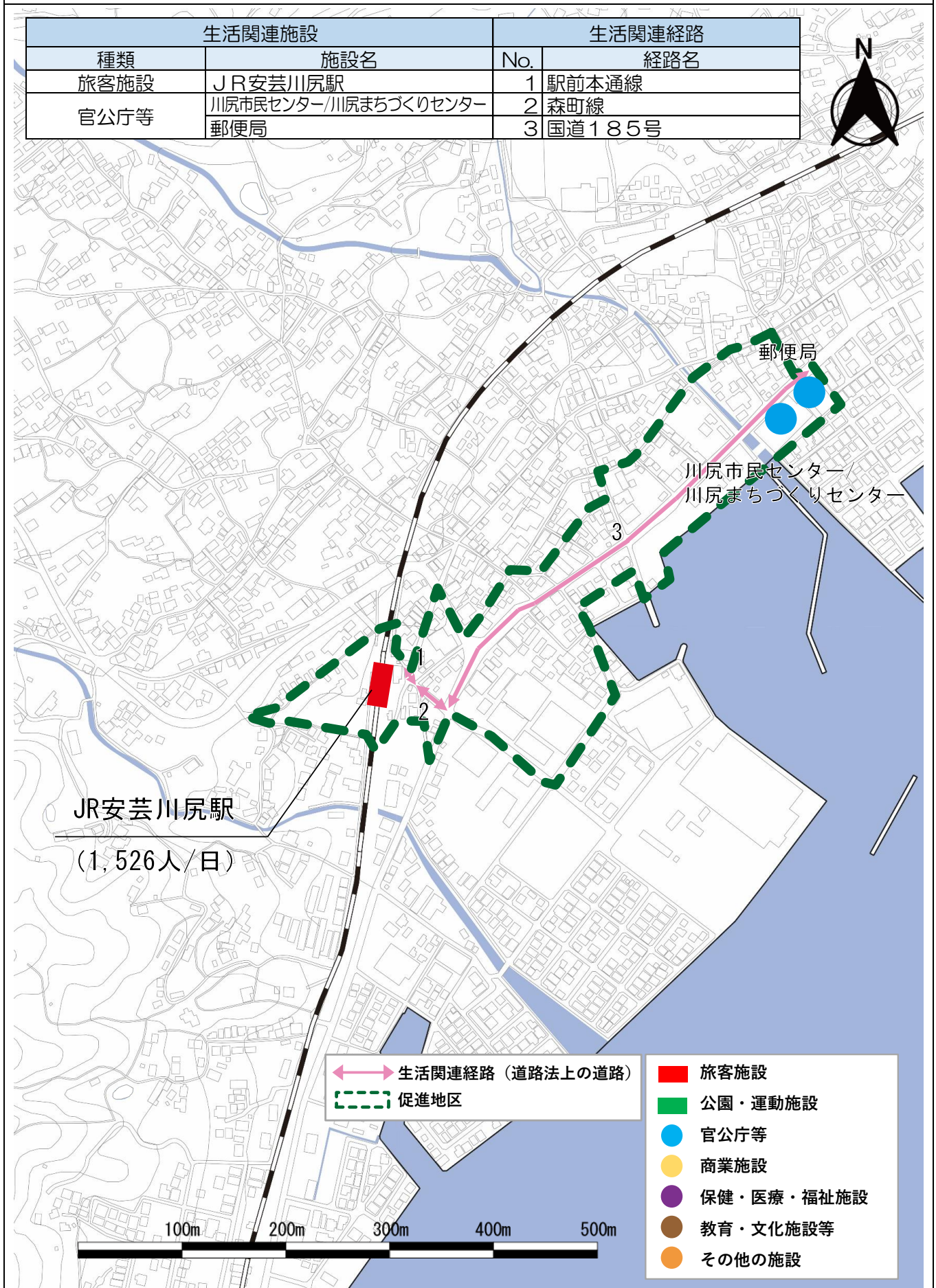


図 6 1 促進地区 (J R安芸川尻駅周辺地区)

⑧ JR安浦駅周辺地区

(1) 地区の特性

JR安浦駅を中心に市街地が広がる地区で、JR呉線より北側は土地区画整理事業等により良好な住宅地が形成され、南側は市民センターをはじめとする公共施設が位置しており、平たんな地形で比較的移動しやすい地区です。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、JR安浦駅（無人駅）があり、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- その他の生活関連施設は、安浦市民センターや安浦体育館等があり、エントランスの段差解消や視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、おおむね歩道が整備されており、一部、視覚障害者誘導用ブロックが設置されています。



図 6 2 JR安浦駅周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- JR安浦駅は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、無人駅であることを踏まえ、改修時に段差の解消や障害者用トイレの設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- 生活関連経路は、バリアフリー化された道路の維持・管理を行うとともに、未整備経路は道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成に努めます。

J R安浦駅周辺地区

生活関連施設		生活関連経路	
種類	施設名	No.	経路名
旅客施設	J R安浦駅	1	安浦駅大新開線
官公庁等	安浦市民センター 郵便局	2	一般県道川尻安浦線
教育・文化施設等	安浦まちづくりセンター		
公園・運動施設	安浦体育館（アリーナかもめ）		



図 6 3 促進地区（J R安浦駅周辺地区）

⑨ 昭和市民センター周辺地区

(1) 地区の特性

昭和市民センターを中心に、地域の都市機能が集積した地区です。主要地方道呉平谷線と呉環状線の交点付近であり、地区内外を結ぶ交通の要衝となっています。

(2) バリアフリー化の状況

- 当該地区の交通結節点は、バス停が分散して配置されており、往路と復路で別のバス停を利用する等の不便さがあります。
- その他の生活関連施設は、昭和市民センター、昭和体育館等があり、スロープや手すり、視覚障害者誘導用ブロックの設置等のバリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、歩道が整備された道路はおおむね視覚障害者誘導用ブロックが設置されています。また、歩道がない狭い道路があり、歩行者の安全の確保が課題です。



図 6 4 昭和市民センター周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- バス停が現道の歩道上にあることから、歩道の維持・管理を行うとともに、改修時に空間の確保を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- 生活関連経路は、バリアフリー化された道路の維持・管理を行うとともに、未整備経路は道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成に努めます。

昭和市民センター周辺地区

生活関連施設		生活関連経路	
種類	施設名	No.	経路名
旅客施設	交通結節点（昭和市民センター周辺）	1	焼山中央2丁目4号線
官公庁等	昭和市民センター/昭和まちづくりセンター	2	桜ヶ丘中央線
	郵便局	3	主要地方道呉環状線
公園・運動施設	昭和体育館		



図 6 5 促進地区（昭和市民センター周辺地区）

⑩ 鍋棧橋周辺地区

(1) 地区の特性

呉の中心地と音戸・倉橋地区を結ぶ交通結節点を擁する地区です。第二音戸大橋へと向かうバイパス沿いに、公共施設や商業施設が分布しています。

(2) バリアフリー化の状況

- 旅客施設は、交通結節点である鍋棧橋バス停があり、待合所の整備やスロープの設置等のバリアフリー化が進められています。
- その他の生活関連施設は、警固屋まちづくりセンター、警固屋体育館等があり、スロープの設置等のバリアフリー化が進められています。
- 生活関連経路は、歩道のある道路はおおむね視覚障害者誘導用ブロックが設置されていますが、ブロックの色が歩道と同化している等の課題があります。また、歩道がない道路があり、歩行者の安全の確保が課題です。



図 6 6 鍋棧橋周辺地区の状況

(3) バリアフリー化の取組方針

- 旅客施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、更なるバリアフリー化に努めます。
- その他の生活関連施設は、バリアフリー化された施設の維持・管理を行うとともに、バリアフリー化されていない施設については、改修時に必要な設備の設置を検討する等、更なるバリアフリー化に努めます。
- 生活関連経路は、バリアフリー化された道路の維持・管理を行うとともに、未整備経路は道路形状に応じて、視覚障害者誘導用ブロックの設置や、歩行空間の確保による連続したバリアフリー経路の形成に努めます。

鍋棧橋周辺地区

生活関連施設		生活関連経路	
種類	施設名	No.	経路名
旅客施設	交通結節点（鍋棧橋）	1	国道487号
官公庁等	警固屋まちづくりセンター	2	国道487号
	郵便局	3	国道487号
公園・運動施設	警固屋体育館		



↔ 生活関連経路（道路法上の道路）
 促進地区

- 旅客施設
- バス停
- 公園・運動施設
- 官公庁等
- 商業施設
- 保健・医療・福祉施設
- 教育・文化施設等
- その他の施設

図67 促進地区（鍋棧橋周辺地区）

2. 3 届出制度

(1) 制度の概要

届出制度は、公共交通事業者又は道路管理者が、促進地区内の旅客施設及び道路^{※1}において行う改良等であって他の施設と接する部分の構造の変更等を行う場合に、呉市に対して事前の届出を行うものです。小規模な改良であっても、施設設置管理者が異なる施設間の移動の連絡性を確保することを目的としています。

公共交通事業者又は道路管理者は当該行為に着手する30日前までに呉市に届出を行い、呉市は届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときは、行為の変更等の必要な措置を要請します。

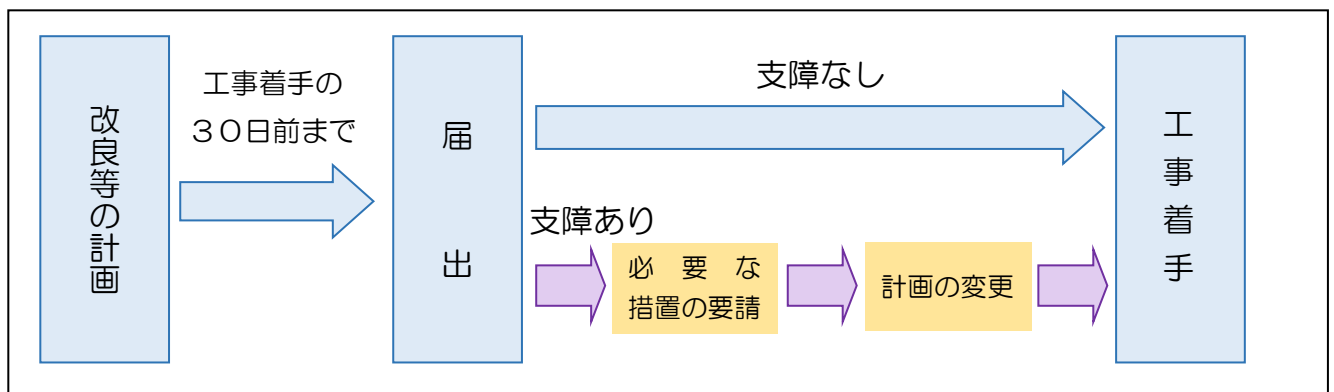


図68 届出制度概要

※1：旅客施設は生活関連施設に限られる。また、道路は生活関連経路である道路法による道路に限られる。

(2) 届出の対象範囲

届出の対象範囲は次のとおりです。

旅客施設：生活関連施設である旅客施設（以下「生活関連旅客施設」といいます。）のうち
下記の範囲

- 他の生活関連旅客施設との間の出入口
- 生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口
- バリアフリールート of 出入口

道路：生活関連経路である道路のうち、下記の範囲

- 生活関連旅客施設の出入口又は市町村が指定する生活関連経路を構成する一般交通用施設

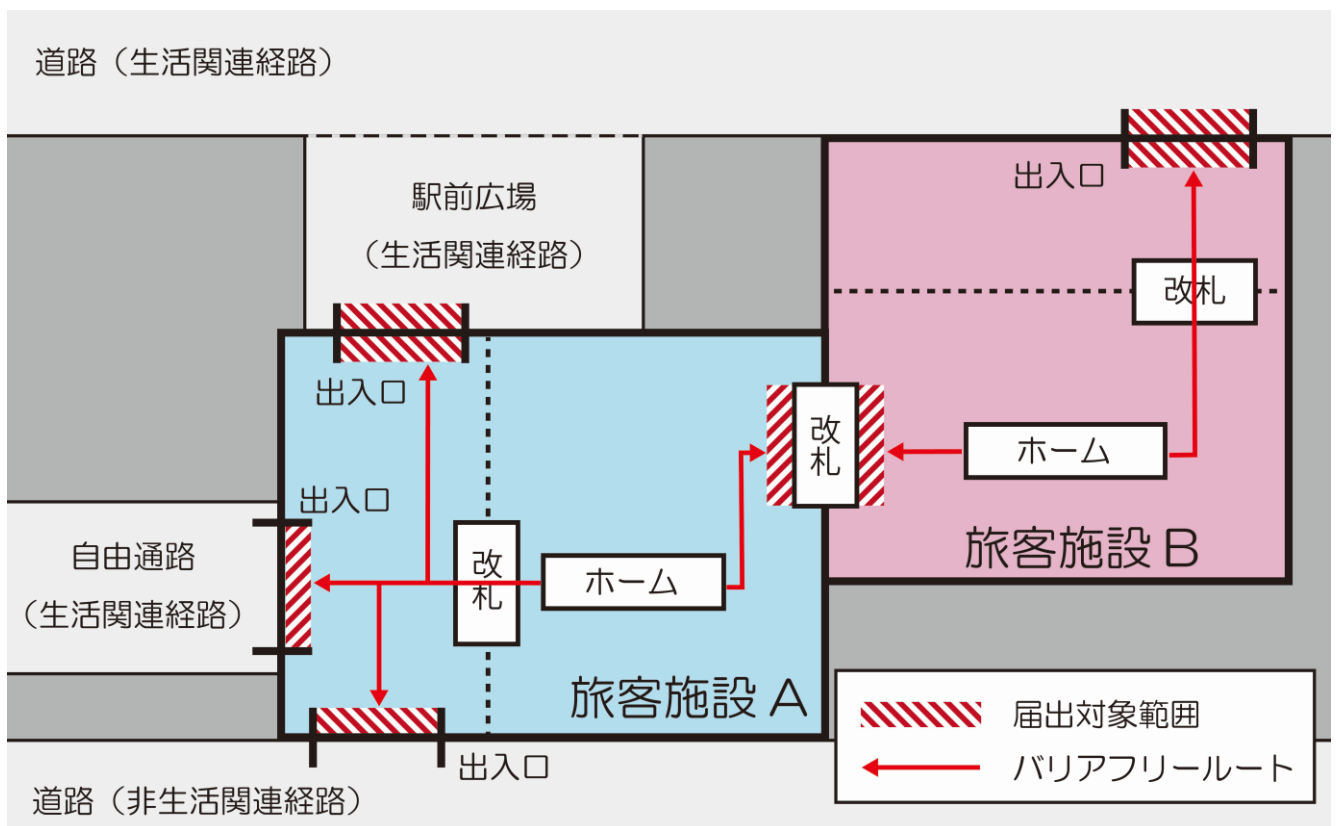


図 6 9 届出対象のイメージ図

(3) 制度の対象施設

届出の対象となる施設は次のとおりです。

表 9 届出制度の施設と行為

地区名	旅客施設	生活関連経路	届出の対象範囲
① J R 呉駅・呉港周辺地区	J R 呉駅	J R 呉駅駅前広場	鉄道駅施設との連続性確保
		自由通路	
	呉中央棧橋ターミナル	幸町海岸線	旅客船施設との連続性確保
② J R 広島駅・新広島 ・安芸阿賀駅周辺地区	J R 広島駅	J R 広島駅前広場	鉄道駅施設との連続性確保
	J R 新広島	古新開 2 丁目 1 3 号線	鉄道駅施設との連続性確保
	J R 安芸阿賀駅	阿賀中央 5 丁目 1 3 号線	鉄道駅施設との連続性確保
阿賀中央 7 丁目 1 号線			
③ J R 天応駅周辺地区	J R 天応駅	天応西条塩谷線	鉄道駅施設との連続性確保
④ J R 吉浦駅周辺地区	J R 吉浦駅	国道 3 1 号	鉄道駅施設との連続性確保
⑤ J R 川原石駅周辺地区	J R 川原石駅	東塩屋線	鉄道駅施設との連続性確保
⑥ J R 仁方駅周辺地区	J R 仁方駅	棧橋通 2 号線	鉄道駅施設との連続性確保
⑦ J R 安芸川尻駅周辺地区	J R 安芸川尻駅	駅前本通線	鉄道駅施設との連続性確保
⑧ J R 安浦駅周辺地区	J R 安浦駅	一般県道川尻安浦線	鉄道駅施設との連続性確保
		安浦駅大新開線	
⑩ 鍋棧橋周辺地区	鍋棧橋バス停	国道 4 8 7 号	交通結節点との連続性確保